

幸手市下水道条例の一部を改正する条例

幸手市下水道条例（平成 2 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中「700 円」を「1,141 円」に、「70 円」を「114 円」に、「80 円」を「130 円」に、「100 円」を「163 円」に、「120 円」を「195 円」に、「140 円」を「228 円」に、「60 円」を「97 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日以後にかけて使用している公共下水道の使用に係る使用料の算定において、施行日以後最初の認定日（使用料の算定の基準日として、使用者が排除した汚水の量を市長が認定した日をいう。次項において同じ。）が令和 8 年 4 月 30 日以前である場合の当該使用料の算定については、改正前の第 27 条第 2 項の規定を適用して、これを行うものとする。
- 3 施行日前から施行日以後にかけて継続して使用している公共下水道の使用に係る使用料の算定において、施行日以後最初の認定日が令和 8 年 5 月 1 日以後である場合の当該使用料の算定については、当該認定日に係る污水排除量を 2 で除したもの（以下この項において「分割污水排除量」という。）に改正前の第 27 条第 2 項の規定を適用して得られた額と分割污水排除量に改正後の第 27 条第 2 項の規定を適用して得られた額とを合わせた額を当該認定日に係る使用料として、これを行うものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

継続可能な幸手市公共下水道事業運営のため、幸手市下水道事業審議会の答申を踏まえた使用料適正化に伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。